

第272回 コミュニケーション・プラザ

日 時：令和8年12月15日（火）13:30～17:00

場 所：主婦会館プラザエフ 3F コスモス（東京都千代田区六番町 15 番地）

開催形式：オンライン併用

企 画：国土交通省住宅局安心居住推進課

司 会：国土交通省住宅局安心居住推進課長 谷山拓也

「～つなぐ～ 居住サポートの現場から」

今後ますます増加する高齢者世帯をはじめ、障害者がいる世帯、低額所得世帯、子育て世帯、外国人世帯、災害の被災者、刑余者等の「住宅確保要配慮者」は、近隣とのトラブルや居室内での死亡事故等への不安から、賃貸人（大家）の一定割合が懸念や拒否感を感じており、日本全国で空き家数は増加している状況にあっても、住まいの確保に困難を抱えるケースが多いのが現状である。こうした課題を解決するため、住宅セーフティネット法に基づき、平成 29 年度に住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度が開始され、これまでに約 97 万戸の賃貸住宅がセーフティネット住宅として登録されている。

住宅確保要配慮者は、住まいに困っているだけでなく、経済面、健康面など複合的な課題を抱えている場合も多く、住まいの確保だけでなく入居中の生活についても包括的な支援が必要となることが多い。また、入居者に対してこのような支援が行われることは、結果として賃貸人（大家）にとっても安心して賃貸しやすい環境となる。

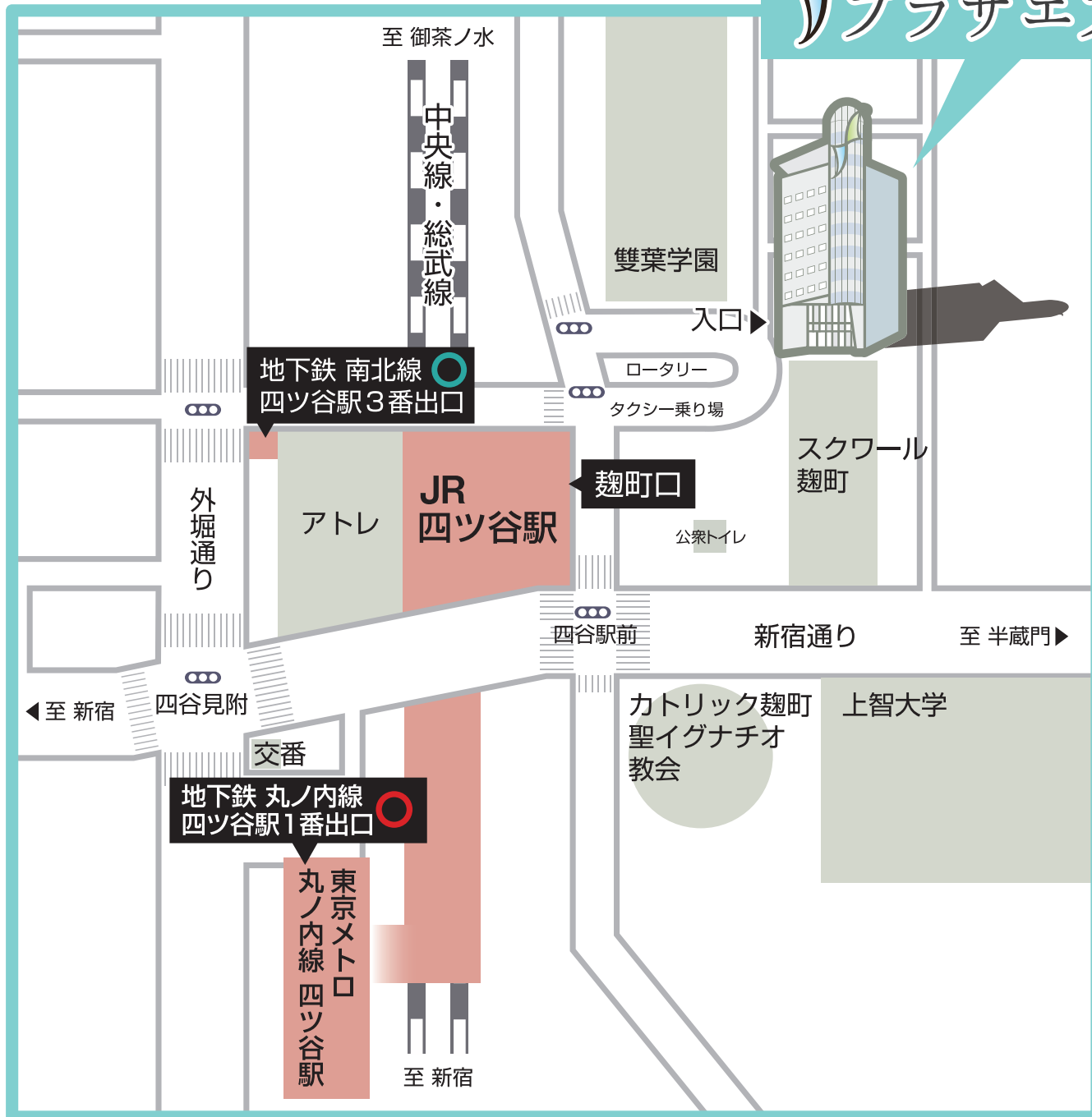
そこで、令和 6 年に住宅セーフティネット法が改正され、居住支援法人等が賃貸人（大家）と連携し、入居者の①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ、を行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の認定制度が創設されるなど、居住支援を強化する制度改正が行われ、施行から 1 年を経過したところである。また、地域で住宅・福祉の関係者が連携した切れ目ない居住支援の体制である居住支援協議会の設立も全国的に進んでいる。

今回のコミュニケーション・プラザでは、「つなぐ」をキーワードとして、現場に近いところで活躍される講師の方々から、住宅セーフティネットの現状について不動産、福祉、情報提供サービス、そして建設産業においても近年増加している外国人の居住の観点から紹介いただき、居住サポートのあり方を考える。

1	理事長挨拶	13:30～13:35 (5分)
2	司会挨拶	
3	改正住宅セーフティネット法はビジネスチャンス 株式会社あんど 代表取締役 西澤 希和子 氏	13:35～14:20 (45分)
4	福祉サイドからの「つなぐ」取組 社会福祉法人悠々会 理事長 陶山 慎治 氏	14:20～15:05 (45分)
	～休憩～ (15分)	15:05～15:20
5	不動産情報サービスにおける住宅確保要配慮者と物件を「つなぐ」取組 LIFULL HOME'S事業本部 FRIENDLY DOOR責任者 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会あんしん居住研究会委員 龔 軼群 氏	15:20～16:05 (45分)
6	外国人との共生は「住まい方」を伝えることから始まる ～文化・習慣の違いをつなぐ居住支援の新たな役割～ 株式会社イチイ 代表取締役 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会あんしん居住研究会会長 荻野 政男 氏	16:05～16:50 (45分)
7	質疑応答（終了後 懇親会）	16:50～17:00(10分)

アクセスマップ

プラザエフ



■ JR四ツ谷駅 麹町口から徒歩1分

■ 東京メトロ ● 南北線四ツ谷駅 3番出口から徒歩3分

○ 丸ノ内線四ツ谷駅 1番出口から徒歩3分

一般財団法人 主婦会館 プラザエフ

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15

代表電話 03-3265-8111

受付時間 平日 9:30 ~ 18:00 土日祝 9:30 ~ 17:00